企業ニュース@村上市

令和２年２月発行

第５６号

中小企業は 2020 年４月１日から
時間外労働の上限規制が適用されます

時間外労働の上限規制

長時間労働は、健康の確保を困難にするとともに、仕事と家庭生活の両立を困難にし、少子化の原因、女性のキャリア形成を阻む原因、男性の家庭参加を阻む原因となっています。

長時間労働を是正することによって、ワーク・ライフ・バランスが改善し、女性や高齢者も仕事に就きやすくなり労働参加率の向上に結びつきます。

このため、今般の働き方改革の一環として、労働基準法が改正され、時間外労働の上限が法律に規定されました。

労働基準法 改正内容

労働時間・休日に関する原則（１日８時間・１週 40 時間以内、毎週少なくとも１回の休日）は今回の法改正によっても変わりません。

今回の改正によって、時間外労働の上限が、罰則付きで法律に規定され、さらに、臨時的な特別な事情がある場合にも上回ることのできない上限が設けられます。

法改正のポイント

○ 時間外労働（休日労働は含まず）の上限は、原則として、**月 45 時間・年 360 時間**となり、臨時的な特別の事情がなければ、これを超えることができなくなります。

○ 臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合でも、
・時間外労働…**年 720 時間以内**
・時間外労働＋休日労働…**月 100 時間未満、２～６カ月平均 80 時間以内**
とする必要があります。

○ 原則である月 45 時間を超えることができるのは、**年６カ月**までです。

○ 法違反の有無は「所定外労働時間」ではなく、「法定外労働時間」の超過時間で判断されます。

※ 建設事業、自動車運転の業務、医師は、上限規制の取扱いが 2024 年３月 31 日まで猶予されます。

発行：村上市 地域経済振興課 経済振興室（〒958-8501 村上市三之町１番１号）
TEL：0254-53-2111(内線 3611) FAX：0254-53-3840 E-Mail:keizai-kt@city.murakami.lg.jp

36(サブロク)協定について留意すべき事項に関する指針

今回の法改正とあわせて、時間外労働及び休日労働を適正なものとすることを目的として、36 協定で定める時間外労働及び休日労働について留意していただくべき事項に関して、新たに指針が策定されました。36 協定の締結に当たっては、この指針の内容に留意してください。

① 時間外労働・休日労働は必要最小限にとどめてください

② 使用者は、36 協定の範囲内であっても**労働者に対する安全配慮義務**を負います。また、**労働時間が長くなるほど過労死との関連性が強まることに留意**する必要があります。

③ 時間外労働・休日労働を行う**業務の区分を細分化**し、**業務の範囲を明確**にしてください。

④ **臨時的な特別の事情がなければ、限度時間（月 45 時間・年 360 時間）を超えることはできません**。限度時間を超えて労働させる必要がある場合は、**できる限り具体的**に定めなければなりません。この場合にも、時間外労働は、**限度時間にできる限り近づける**ように努めてください。

⑤ **１カ月未満の期間で労働する労働者**の時間外労働は、**目安時間（１週間：15 時間、２週間：27 時間、４週間：43 時間）を超えない**ように努めてください。

⑥ **休日労働の日数及び時間数をできる限り少なく**するように努めてください。

⑦ 限度時間を超えて労働させる労働者の**健康・福祉を確保**してください。

⑧ **限度時間が適用除外・猶予されている事業・業務**についても、**限度時間を勘案し、健康・福祉を確保**するよう努めてください。

36 協定届の作成、届出

36 協定を届出していただくに当たっては、法律に定める要件を満たしていなければ受理することができません。協定した内容が法律の要件を満たしているか確認していただくためにオンラインで 36 協定届の作成ができるツールを用意しています。また、36 協定の届出は電子申請で届出することも可能です。

【36 協定届等作成支援ツール】
労働基準監督署に届出が可能な書面を作成することができます。

スタートアップ労働条件	検索

※ 働き方改革関連法に関するものや、働き方改革推進に向けた課題を解決すための各種相談窓口があります。詳しくは以下問い合わせ先までご連絡ください。

問い合わせ先
村上市 地域経済振興課 経済振興室　電話：0254-53-2111（内線）3611

発行：村上市 地域経済振興課 経済振興室（〒958-8501　村上市三之町１番１号）
TEL：0254-53-2111(内線 3611)　FAX：0254-53-3840 E-Mail:keizai-kt@city.murakami.lg.jp

村上市景況調査の特別調査について
（令和元年度　第3回調査）

下記の期間に実施した村上市景況調査において、特別調査としてアンケート調査を行いました。つきましては、その集計結果をご紹介します。

なお、景況調査の結果は村上市ホームページにて公開しております。

村上市　景況調査	検索

【調査概要】

調査時期：令和元年12月中旬～令和２年１月上旬

調査対象：村上市内事業所　200社

【質問内容・結果】

（１）現在の労働者の状況について選択してください。

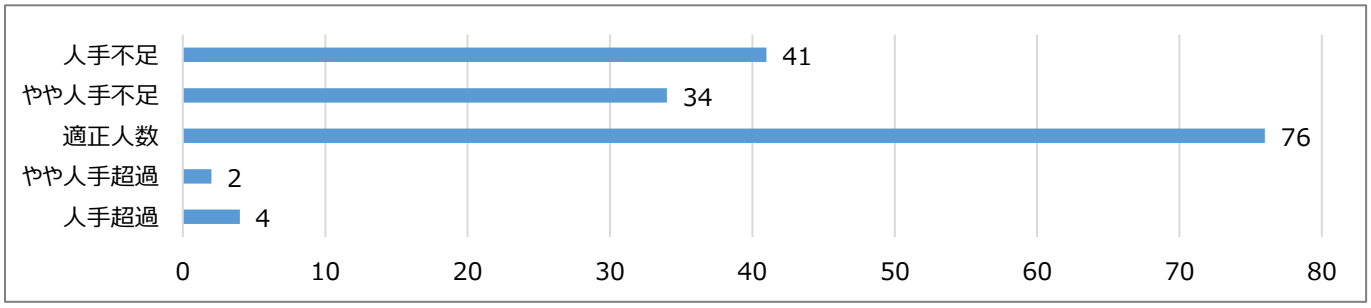

（２）労働力確保のため、どのような対策を実施・検討していますか。

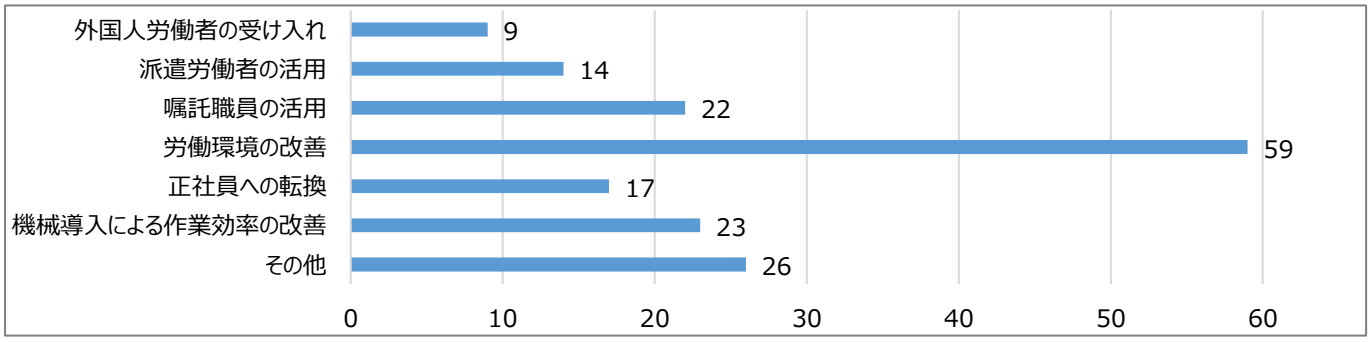

【集計のポイント】

・回答していただいた事業所のうち、約半数が人手不足の状態となっています。

・労働力確保のための対策として、「労働環境の改善」と答えた事業所が最も多くなりました。

・その他の回答として、「求人サイトを活用し、広範囲で求人を行っている」「定年制度の見直し、再雇用」「現在の人員に合わせ業務時間を短縮」などの回答がありました。

⇒ **今年度の成人式で実施した就業に関するアンケートのうち、「就職先に求める条件」という質問で最も多かった回答が「休日や有休休暇がきちんと取得できる」であり、その他にも労働環境を重視する意見が多くありました。このことから、労働環境の改善は、人材確保に必要な対策となっていることが分かります。**

問い合わせ先

村上市　地域経済振興課　経済振興室　　電話：0254-53-2111（内線）3611

発行：村上市　地域経済振興課　経済振興室（〒958-8501　村上市三之町１番１号）
TEL：0254-53-2111(内線 3611)　FAX：0254-53-3840 E-Mail:keizai-kt@city.murakami.lg.jp

参加費無料

セミナー開催情報

労務セミナー「同一労働・同一賃金」

同一労働同一賃金はパート・契約社員だけでなく、定年後の継続雇用者、派遣労働者など、すべての事業所において対応が求められる重要な課題です。人事諸制度全体の見直しが必要であり、その対応には時間を要します。

今回のセミナーでは法改正の内容、具体的な対応策について社会保険労務士がわかりやすく解説します。

- **テ　ー　マ**　**「非正規社員の諸手当・福利厚生等」の見直しポイント**
- **日　　時**　令和２年２月28日（金）　13:30～15:30（受付13:00～）
- **会　　場**　新潟県立生涯学習推進センター　ホール（新潟市中央区女池南３丁目１番２号）
- **対　　象**　新潟県内事業所の事業主、総務担当者など
- **定　　員**　150名（先着）
- **講　　師**　新潟県労働相談アドバイザー　社会保険労務士　　松澤 真弓　氏
- **申込方法**　FAXまたは郵送　⇒　「参加申込書」に必要事項を記入してお申し込みください
  ※「参加申込書」は新潟県ホームページでダウンロードできます
  メール　⇒　件名を「労務セミナー申込」として必要事項を明記の上、お申し込みください

問い合わせ先
新潟県新潟地域振興局企画振興部　　電話：0250-24-7148

メルマガ版

企業ニュース@村上市

配信開始！

村上市では、各種優遇制度、補助金、制度融資やイベント、セミナーなど企業のみなさまに役立つ情報を随時お届けするため、「メルマガ版 企業ニュース@村上市」の配信を開始します。

本メールマガジンは、メール受信可能な方ならどなたでも登録できます。（法人・個人は問いません）

メールマガジンの申込みについて

登録無料！

下記のメールアドレスあてに、下記のとおり必要事項を記入のうえ送信してください。

件名：メールマガジン申込み

本文：「企業名」「住所」「電話番号」「送信先メールアドレス」「担当者名」

【申込先メールアドレス】keizai-kt@city.murakami.lg.jp

問い合わせ先
村上市　地域経済振興課　経済振興室　　電話：0254-53-2111（内線）3611

発行：村上市　地域経済振興課　経済振興室（〒958-8501　村上市三之町１番１号）
TEL：0254-53-2111(内線 3611)　FAX：0254-53-3840 E-Mail:keizai-kt@city.murakami.lg.jp